

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会本巢市地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 もとす広域連合が設置し、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会が受託運営する本巢市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う地域包括支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの専門職は、高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場に立って支援を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう介護予防サービスやその他の保険福祉サービス等を適切に確保できるようその調整に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される包括的かつ継続的なサービス体制を確立するよう努める。
- 4 指定介護予防支援事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることの無いよう、公正中立に行う。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 本巢市地域包括支援センター
所在地 岐阜県本巢市早野255番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤勤務）
管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 保健師又は経験ある看護師 2名以上（常勤）
- (3) 社会福祉士 2名以上（常勤）
- (4) 主任介護支援専門員 2名以上（常勤）
- (5) その他の職員若干名を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
ただし、国民の祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第6条 下記事項について、もとす広域連合地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

- (1) センターの公正・中立性の確保に関する事
- (2) センターの運営に関する事
- (3) センターの職員の確保に関する事
- (4) その他の地域包括ケアに関する事

(センターの基本機能)

第7条 センターは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）に規定する以下の基本機能を担うものとする。

(1) 包括的支援事業のうちに掲げる事業

ア 法第115条の45第2項第1項に規定する総合相談支援業務

イ 法第115条の45第2項第2号に規定する権利擁護業務

ウ 法第115条の45第2項第3号に規定する包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業
- (3) 法第115条の46第7項に規定する多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- (4) 法第115条の22に規定する指定介護予防支援
- (5) その他センターの目的を果たすために必要と認められる事業

(事業の委託)

第8条 センターは、第7条第2号の介護予防支援事業、4号の指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という）を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(指定介護予防支援等の提供方法)

第9条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）第4章第30条の規定による利用申し込み等に対する文書の交付による説明及び利用者の同意の取得は、当該利用申込者と指定介護予防支援等の提供に係る契約を締結することにより行うものとする。

2 指定介護予防支援等は、省令第4章第30条の規定に基づき提供するものとする。

- 3 指定介護予防支援等の提供に係る利用料は、指定介護予防支援に要する費用の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示129号）に基づき算定するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、本巢市内とする。

（個人情報の保護）

第11条 センターは利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知）を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 センターが得た利用者の個人情報については、事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については事前に利用者またはその家族の了解を得るものとする。

（苦情対応）

第12条 センターの運営に関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第13条 センターは、利用者に対する地域支援事業及び指定介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかにその家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは、前項の事故の状況及び事故に際し行った処置について記録するものとする。
- 3 センターは、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止の為の指針を整備する。

(3) 虐待の防止の為の研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施

(その他の運営についての留意事項)

第16条 センターは、職員の資的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する事項は本巢市社会福祉協議会会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、2024年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、2024年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2024年7月16日から施行する。